

種苗法改正について

飛騨市農林部農業振興課

令和3年4月1日より種苗法が改正となります。それに伴い、心配されている市民の皆様へ簡単な説明チラシを作成しましたので、ご一読ください。

1. 種苗法とは

農作物などの種苗の開発者の権利を守る法律で、新しい品種を育成した開発者は「品種登録」出来ます。「登録品種（品種登録がされたもの）」となると、最大25年間（果樹などの木本性植物は30年間）種苗類を独占的に販売する権利が認められています（育成者権）。この制度がないと、苦勞して品種を育成した開発者のコストなどを回収することが困難となり、誰も新品种を開発しようとしなくなってしまいます。

ただし、品種登録された種苗を無断で自家増殖して、家庭用の野菜を育て自分の家で消費することは特に違反にはなりません。また、一般品種と呼ばれるものについては、この法律で特に制限はされておらず、改正後も制限はされません。

（一般品種の例）コシヒカリ（水稻）、桃太郎（トマト）、濃姫・とちおとめ（いちご）

（登録品種の例）ハツシモ岐阜SL（水稻）、美濃娘・紅ほっぺ（いちご）



2. 改正内容について

令和3年4月よりこの法律が改正されることとなりました。その背景には、シャインマスカットの苗木が海外に流出したことによる中国や韓国での日本産の市場を失ってしまったことや、産地化にまで発展してしまったなどの事案があります。これまでは登録品種が販売された後に海外に持ち出されることは違法ではなく、これを阻止するために、今回種苗法の改正となりました。

主な改正点

1. 輸出先国の指定	品種登録出願時に、品種の保護が適正に行われる国を指定し、指定国以外への種苗の持ち出しを制限できる。その際には、制限がある旨の表示をすることが義務となる。
2. 国内の栽培地域指定	品種登録出願時に、その品種の産地を指定しその地域外での栽培を制限できる。指定産地以外の場合は、許諾によって栽培することは可能。
3. 登録品種の増殖	農業者が登録品種の種苗を増殖（自家採種）する際には許諾が必要となる。団体等がとりまとめて許諾を受けることも可能。
4. 登録品種の表示の義務化	種苗を販売する場合は、販売者は登録品種であること、上記1, 2などの制限について表示義務が課せられる。登録品種の文字を記載するかもしくはPVPマークを表示する義務がある。
5. 販売時の表示	品種名が明らかに存在しない場合や、品種といえる固定化が図られていない種苗について、「品種不明」などの記載をする必要がある。

3. 具体的な影響について

○家庭菜園での利用は？

今回の法改正では、家庭菜園などで、自家消費を目的とした利用の場合は登録品種を自家増殖することに影響はありません。しかし直売所やインターネット等で販売されている方は違法になる場合があります。登録品種を栽培する際には種苗に記載されている登録内容を確認していただく必要があります。一般品種を栽培する場合は、特に問題ありません。

○自家増殖は一律禁止になるの？

一律禁止となるわけではありません。現在利用されているものはほとんど一般品種であり、それらは今後も自由に自家増殖が出来ます。この法律は登録品種に限った制限であり、登録品種に関しても、許諾を受ければ自家増殖が可能です。

○登録品種が増えることは？

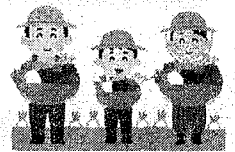
在来種を含め、農業者が今まで利用していた一般品種を新たに登録することは出来ません。逆に一般品種を品種登録した場合には、罰せられる可能性があります。いたずらに登録されることを防ぐために、現在新たに品種登録できるのはあくまで新たに品種固定を行ったものだけです。

○どうやったら一般品種か登録品種か分かるの？

法改正後は登録品種の種苗には、販売される際に登録品種であることを表示することが義務化されます。種苗を購入される際には、包装に表示がされているものが登録品種、表示のないものは一般品種として判断できます。一般品種の場合は自家増殖しても問題はありません。

今後、種苗を自家増殖して販売する際には、登録品種か一般品種かをご確認いただく必要があります。
また登録品種を販売する場合は、登録品種であることを表示して販売する必要があります。

なお、自家用（販売しない場合）に栽培・増殖される場合については、登録品種・一般品種にかかわらず改正後も制約はありませんのでご安心ください。



ご不明な点がある際は、下記までお問い合わせください。

飛騨市役所 農林部農業振興課 (0577-73-7466)

参照：農林水産省HP

<http://www.maff.go.jp>